

( 2 )

令和 3 年度総会を、コロナウイルス対策のため  
書面決議にて行った結果をご報告いたします。

令和 3 年度 あさぎり町広域協定(阿蘇諏訪団地活動組織)  
通常総会 書面決議 結果報告書

資料配達日:令和 4 年 5 月 16 日  
書面決議実施日:令和 4 年 6 月 6 日  
書面決議実施者:事務委託先事務員  
(一社)あさぎり町農業支援センター  
皆越 さくら

1. 構成員人数 17 人

2. 議決書 提出数

議決権所有者総数 17 人中、  
提出者 14 人、  
未提出者(=賛成) 3 人

(※通知文書に以下の注意書きを記載:

なお、期日までに議決書の提出がない場合は、賛成とみなします。)

3. 承認状況

	賛 成	反 対
第 1 号議案	17 人	0 人
第 2 号議案	17 人	0 人
第 3 号議案	17 人	0 人
第 4 号議案	17 人	0 人
第 5 号議案	17 人	0 人

4. 書面決議結果

阿蘇諏訪団地活動組織規約

第 10 条

1 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

3 総会の議事は、第11条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

に基づき、本書面決議は成立し、第 1 号議案～第 3 号議案、第 5 号議案が承認され、また、第 4 号議案については、

第 11 条

次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

一 活動組織規約の変更

二 活動組織の解散

三 構成員の除名

四 役員解任

に基づき承認された為、全議決が承認されました。